

## 知的財産案件審理法

2007.03.28 公布（施行期日は司法院の決定を待つ）

### 第一章 総則

第1条 知的財産案件の審理は、本法の定めるところによる。本法に定めのない場合は、民事訴訟、刑事訴訟若しくは行政訴訟の各個別手続において適用される法律による。

第2条 本法においていう営業秘密とは、営業秘密法第2条の定める営業秘密をいう。

第3条 当事者、代表者、代理人、弁護士、補佐人、証人、鑑定人その他の訴訟関係者が所在する場所と裁判所との間に音声と映像を双方向に送信することのできる科学技術的設備があり、直接審理を行うことが可能な場合、裁判所は申立て又は職権により、当該設備を用いてこれを行うことができる。

前項の場合において、裁判所は当事者の意見を訊ねなければならない。

第1項の場合において、その期日通知書若しくは召喚状に記載された場所は当該設備の所在する場所とする。

第1項により進められた手続における調書その他の書類に関し、尋問を受けた者の署名が必要なものは、尋問側の裁判所から尋問を受ける者の所在場所に送信し、尋問を受けた者がその内容を確認し、署名したうえ、調書をファックスその他の科学技術的設備をもって尋問する側の裁判所に返送する。

第1項の審理及び前項の書類送信に関する作業要領は、司法院がこれを定める。

第4条 裁判所は必要とときに、技術審査官に対し、次に掲げる職務の執行を命ずることができる。

- 一. 訴訟関係を明確にするため、事実と法律上の事項について専門知識に基いて当事者に説明し、若しくは発問する。
- 二. 証人若しくは鑑定人に直接発問すること。
- 三. 本案について裁判官に意見を陳述すること。
- 四. 証拠保全時に証拠調べに協力すること。

第5条 技術審査官の除斥・忌避・回避に関し、その関与する審判の手続により、それぞれ民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法上の裁判官の除斥・忌避・回避に関する規定を準用する。

## 第二章 民事訴訟

第 6 条 民事訴訟法第二編第三章、第四章の規定は知的財産関係民事訴訟において適用されない。

第 7 条 知的財産裁判所組織法第 3 条第 1 号、第 4 号に定めた民事事件は、知的財産裁判所の管轄とする。

第 8 条 裁判所の知っている特殊な専門知識については、当事者に弁論の機会を与えたいえで、裁判の根拠とすることができる。

裁判長若しくは受命裁判官は事件の法律関係について、当事者に争点を明示し、並びに適時その法律上の見解を表明し、適度に心証を開示しなければならない。

第 9 条 当事者が提出した攻撃若しくは防御方法が当事者若しくは第三者の営業秘密に関わる場合、当事者の申立てにより、裁判所は適切であると認めるときは、裁判を不公開とすることができ、また双方当事者の合意を得て裁判を不公開とする場合もまた、同様とする。

訴訟資料が営業秘密に関する場合には、裁判所は申立て若しくは職権により、裁定（日本の「決定」に相当）をもって訴訟資料の閲覧、抄録若しくは撮影を不許可とし、若しくは制限することができる。

第 10 条 書類若しくは検証物の所持者が正当な理由がなくて裁判所の書類若しくは検証物の提出命令に従わないときは、裁判所は裁定（決定）をもって新台幣ドル 3 万元以下の過料に処することができ、また必要なときには裁定（決定）をもって強制処分を命ずることもできる。

前項の強制処分の執行は、強制執行法における物の交付請求権の行使に関する規定を準用する。

第 1 項の裁定（決定）について抗告をすることができる。過料に処する裁定（決定）は、抗告中に執行を停止しなければならない。

裁判所は第 1 項の書類若しくは検証物の所持者に提出しない正当な理由の有無を判断するため、必要なときには、不公開の方式によって提出することを命ずることができる。

前項の場合において、裁判所はその書類若しくは検証物を開示してはならない。但し、訴訟関係者の意見聴取のために開示する必要があるときは、この限りでない。

前項但し書の場合において、裁判所は開示前に書類若しくは検証物の所持者に通知しなければならない。所持者が通知を受けた日から 14 日以内に開示を受

ける者に対する秘密保持命令の発令を申立てたときは、その申立てに対する裁定（決定）が確定するまで開示をしてはならない。

第 11 条 当事者若しくは第三者がその所持する営業秘密について、釈明を経て次に掲げる場合に該当するときは、裁判所はその当事者若しくは第三者の申立てにより、他方当事者、代理人、補佐人その他の訴訟関係者に秘密保持命令を発することができる。

一. 当事者の書状の内容に当事者若しくは第三者の営業秘密に関わる記載があり、又は既に調査済み若しくは調査すべき証拠が当事者若しくは第三者の営業秘密に関わる場合。

二. 前号の営業秘密が開示され、若しくは当該訴訟進行以外の目的で供用されることによって、当該当事者若しくは第三者が当該営業秘密に基いた事業活動を妨げるおそれがあるのを避けるために、その開示若しくは使用を制限する必要がある場合。

前項規定は、他方当事者、代理人、補佐人その他の訴訟関係者が、申立てがなされる前に既に前項第 1 号の定める書状の閲覧若しくは調査以外の方法により、当該営業秘密を取得し、若しくは所持していた場合において適用されない。

秘密保持命令を受けた者が、その営業秘密を当該訴訟以外の目的で使用し、若しくは秘密保持命令を受けていない者に開示してはならない。

第 12 条 秘密保持命令の申立ては、書面をもって次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一. 秘密保持命令を受けべき者。
- 二. 命令によって保護されるべき営業秘密。
- 三. 前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事実。

第 13 条 秘密保持命令を認めた決定には、保護を受ける営業秘密、保護されるべき理由及び禁止の内容を明記しなければならない。

秘密保持命令の申立てを認めたときは、その決定を申立人と秘密保持命令を受ける者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受ける者に送達されたときから、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下とした決定に対し、抗告をすることができる。

第 14 条 秘密保持命令を受ける者は、その命令の申立てが第 11 条第 1 項の要件を欠き、若しくは同条第 2 項の場合に該当し、若しくはその原因がすでに消滅したことを理由に、訴訟が係属する裁判所に秘密命令の取消しを申立てることができる。

但し、本案裁判が確定した後においては、秘密命令を発した裁判所に申立てなければならない。

秘密保持命令の申立人はその命令の取消しを申立てることができる。

秘密保持命令取消しの申立てに対する裁定（決定）は、申立人と相手方に送達しなければならない。

前項の裁定（決定）に対し、抗告をすることができる。

秘密保持命令が裁定（決定）を経て取消しが確定したときは、その効力を失う。

秘密保持命令取消しの裁定（決定）が確定したときは、申立人と相手方を除き、当該営業秘密について他に秘密保持命令を受けた者にも、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。

**第 15 条** 秘密保持命令を発した訴訟に関し、閲覧の制限若しくは不許可を受けず、かつ秘密保持命令も受けていない者が訴訟資料の閲覧、抄録、撮影を請求したときは、裁判所書記官は直ちに命令の申立人にその旨を通知しなければならない。但し、秘密保持命令の取消しが確定した場合は、この限りでない。

前項の場合において、裁判所書記官は、命令申立ての当事者若しくは第三者が通知書を受けた日から 14 日以内に訴訟資料を閲覧、抄録、撮影のために交付してはならない。命令申立ての当事者若しくは第三者が通知書を受けた日から 14 日以内に閲覧を請求した者に秘密保持命令の発令を申立て、又はその閲覧の制限若しくは不許可を申立てたときは、裁判所書記官はその申立ての裁定（決定）が確定するまで交付してはならない。

秘密保持命令を申立てた者が第 1 項の申立てに同意したときは、第 2 項規定が適用されない。

**第 16 条** 当事者は知的財産権に取消し、若しくは廃止とすべき原因があることを主張若しくは抗弁したときは、裁判所はその主張若しくは抗弁についての理由の有無を自ら判断しなければならない。民事訴訟法、行政訴訟法、商標法、専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）、植物品種及び種苗法その他の法律上の訴訟手続停止に関する規定が適用されない。

前項の場合において、裁判所は取消し若しくは廃止の原因があると認めるときは、知的財産権者に当該民事訴訟において他方当事者に権利を主張することができない。

**第 17 条** 裁判所は、当事者の前条第 1 項による主張若しくは抗弁について判断するため、必要なときに裁定（決定）をもって知的財産所管機関（知的財産局）に訴訟参加を命ずることができる。

知的財産所管機関が前項規定により訴訟に参加したときには、前条第1項の主張若しくは抗弁についての理由の有無に関するものに限って、民事訴訟法第61条の規定を適用する。

民事訴訟法第63条第1項前段、第64条の規定は、知的財産所管機関が訴訟に参加する場合においてこれを適用しない。

知的財産所管機関が訴訟に参加した後において、当事者は前条第1項の主張若しくは抗弁について争わない場合、裁判所は訴訟参加の裁定（決定）を取り消すことができる。

**第18条** 証拠保全の申立ては、起訴前には係属すべき裁判所にこれをし、起訴後においては係属中の裁判所にこれをする。

裁判所が証拠保全を行うときは、書類証拠の鑑定、検証及び保全をすることができる。

裁判所が証拠保全を行うときは、技術審査官に現場に赴き職務の執行を命ずることができる。

相手方に正当な理由がなくて、証拠保全の実施を拒否するときは、裁判所は強制力をもってこれを排除することができるが、必要な程度を越えてはならない。また必要なときには、警察機関に協力を求めることができる。

裁判所は、証拠保全が相手方若しくは第三者の営業秘密を妨害するおそれがあるときは、申立人、相手方若しくは第三者の請求により、保全が実施される現場にいる者を制限若しくは禁止することができ、また保全によって得た証拠資料をほかに保管し、並びに閲覧の不許可若しくは制限を命ずることができる。

前項の営業秘密を妨害するおそれがある場合においては、第11条から第15条の規定を準用する。

裁判所は必要と認めるときに、尋問を受けた者の住所・居所若しくは証拠物所在地の地方裁判所に保全の実施を囑託することができる。囑託を受けた裁判所が保全を実施するときは、第2項から第6項までの規定を適用する。

**第19条** 知的財産事件の第一審は、裁判官が単独で審判する。

知的財産事件の第一審の裁判に対し、知的財産裁判所に控訴若しくは抗告することができ、その審判は合議体で行う。

**第20条** 知的財産事件の第二審裁判に対し、別段の定めがある場合を除き、第三審裁判所に上告若しくは抗告することができる。

**第21条** 知的財産事件における支払命令の申立てと取扱いは、民事訴訟法第六編の規定による。

債務者が支払命令に対し適法な異議申立をしたときは、支払命令を発した裁判所は関係ファイル資料を知的財産裁判所に移送しなければならない。

第 22 条 仮差押、仮処分若しくは暫定的な状態を定める処分（日本でいう「仮の地位を定める処分」に相当）の申立ては、起訴前には係属すべき裁判所にこれをし、起訴後においては係属中の裁判所にこれをする。

暫定的な状態を定める処分の申立てをするときは、申立人はその争う法律関係について、重大な損失の発生を防ぎ、又は緊迫の危険を避けるためにその他これらに類する場合において必要がある事実を釈明しなければならない。その釈明が不十分なときは、裁判所は申立てを棄却しなければならない。

申立ての原因について釈明を受けた後においても、裁判所はなお申立人に担保の提供を命じ、暫定的な状態の処分を定めることができる。

裁判所は暫定的な状態の処分を定める前に、双方当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。但し、申立人が処分前に相手方に陳述を知らせるべきでない特殊な事情があることを主張し、かつ確実な証拠を提出した場合、裁判所は妥当と認めたときは、この限りでない。

暫定的な状態を定める処分が申立人に送達された日から 30 日以内に、起訴がされないときは、裁判所は申立て又は職権により、これを取り消すことができる。

前項取消し処分の裁定（決定）は公告しなければならないが、公告がされた時に効力を生じる。

暫定的な状態を定める裁定（決定）は、最初から不当であり、若しくは債権者の申立てがあり、若しくは第 5 項の場合に該当して裁判所が取消しとしたときは、申立人は相手方が処分によって受けた損害を賠償しなければならない。

### 第三章 刑事訴訟

第 23 条 刑法第 253 条から第 255 条まで、第 317 条、第 318 条の罪若しくは商標法、著作権法若しくは公平取引法第 35 条第 1 項が関わる第 20 条第 1 項及び第 36 条が関わる第 19 条第 5 号に違反する事件に対する起訴は、管轄の地方裁判所にこれをする。検察官が略式判決を申立てた場合もまた、同様とする。

第 24 条 訴訟資料が営業秘密に関するものは、裁判所は申立てにより審判を不公開とすることができ、また申立て若しくは職権により、訴訟資料若しくは証拠物の検閲、抄録若しくは撮影を制限することもできる。

第 25 条 第 23 条の定める事件に関し、通常裁判、略式裁判若しくは協議の手続によってなされた地方裁判所の第一審判決を不服として控訴若しくは抗告をするときは、

少年刑事事件を除き、管轄の知的財産裁判所にこれをしなければならない。

第 23 条の事件との間に刑事訴訟法第 7 条第 1 号が定める関連性のある他の刑事事件は、地方裁判所がこれらを併合して裁判をし、かつ併合して控訴若しくは抗告した場合もまた、同様とする。但し、他の刑事事件がより重い罪であり、かつ犯罪事実が複雑なものについては、知的財産裁判所はこれを併合して管轄高等裁判所に移送する裁定（決定）をすることができる。

前項但し書の裁定（決定）は、別段の定めがある場合を除き、これに対して抗告することができる。

第 26 条 第 23 条の事件に関する知的財産裁判所の為した裁判に対して、別段の定めがある場合を除き、第三審裁判所に上告若しくは抗告することができる。

第 27 条 第 23 条の事件に附帯する民事訴訟の審理において、原告の訴えが不適法と認め、又は刑事訴訟で無罪、免訴若しくは不受理を言い渡されたときは、判決をもってこれを却下しなければならない。その刑事訴訟が裁定（決定）を経て却下されたときは、裁定（決定）をもって原告の訴えを却下しなければならない。

第 23 条の事件に附帯する民事訴訟の審理において、第三審裁判所が刑事訴訟法第 508 条から第 511 条までの規定により判決をする場合を除き、自ら判決をしなければならない。刑事訴訟法第 504 条第 1 項、第 511 条第 1 項前段の規定を適用しない。但し、刑事訴訟法第 489 条第 2 項規定により管轄の誤り及び事件の移送を言い渡された場合は、この限りでない。

第 28 条 第 23 条の事件に関し、通常裁判若しくは略式裁判の手續によりその附帯民事訴訟について為した地方裁判所の判決を不服として控訴若しくは抗告をするときは、管轄の知的財産裁判所にこれをしなければならない。

第 29 条 第 23 条の事件について略式手續を行うときには、それに附帯する民事訴訟は刑事訴訟と同時に判決をしなければならない。但し、必要なときに、刑事訴訟判決後 60 日以内に判決をすることができる。

略式手續における附帯民事訴訟の第二審判決に関し、第三審裁判所に上告もしくは抗告するときは、民事訴訟法第 436 条ノ 2 から第 436 条ノ 5 までの規定を適用する。

第 30 条 第 8 条第 1 項、第 11 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項の規定は、第 23 条の事件若しくはその附帯民事訴訟の審理においてこれを準用する。

#### 第四章 行政訴訟

第 31 条 次に掲げる行政訴訟事件は、知的財産裁判所が管轄する。

一. 専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法若しくは公平取引法上知的財産権に関して発生する行政訴訟事件第一審及び強制執行事件。

二. その他法律規定により知的財産裁判所が管轄する行政訴訟事件。

他の行政訴訟と前項各号訴訟を併合起訴し若しくは訴えの追加をするときは、知的財産裁判所にこれをしなければならない。

知的財産裁判所が第 1 項第 1 号の強制執行事務を取扱うため、執行処を設け、又は地方裁判所民事執行処若しくは行政機関に執行の代行を囑託することができる。

債務者が前項囑託による執行代行の執行名目について異議があるときは、知的財産裁判所がこれを決定する。

第 32 条 知的財産裁判所の判決に対し、法律に別段の定めがある場合を除き、終審行政裁判所に控訴若しくは抗告することができる。

第 33 条 商標登録処分取消し若しくは廃止、又は特許権（実用新案権、意匠権を含む）の取消しに関する行政訴訟にあつては、当事者が口頭弁論終結前に取消し若しくは廃止に関する同一の理由に関して新たに提出する証拠については、知的財産裁判所はなおこれを参酌しなければならない。

知的財産所管機関が前項新しい証拠について答弁書を提出し、他方当事者が当該証拠に関する主張に理由があるかどうかを表明しなければならない。

第 34 条 第 8 条から第 15 条まで、第 18 条及び第 22 条の規定は、知的財産権に関する行政訴訟においてこれを準用する。

知的財産関係民事訴訟若しくは刑事訴訟を担当する裁判官は、当該訴訟事件に関わる知的財産行政訴訟の裁判に関与ことができ、この場合において行政訴訟法第 19 条第 3 号の規定が適用されない。

## 第五章 附則

第 35 条 本法秘密保持命令に違反した者に対し、三年以下の懲役若しくは拘留、又は新台幣ドル 10 万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、親告罪とする。

第 36 条 法人の責任者、法人若しくは自然人の代理人、被用者（労働者）その他の従業員は、業務執行により前条第 1 項の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、当該法人若しくは自然人に対しても前条第 1 項の罰金を科する。

前項行為者に対する告訴若しくは告訴の取り下げは、その効力が法人若しくは自然人に及ぶ。前項法人若しくは自然人に対する告訴若しくは告訴の取り下げは、その効力が行為者に及ぶ。

第 37 条 本法施行前にすでに地方裁判所と高等裁判所に係属している知的財産関係民事事件は、その裁判所の管轄及び審理は次の規定による。

一. 事件審理の進捗状況により当該裁判所が本法の定める手続に従い、その裁判を終結する。但し、既に法定手続に基づいて進められている訴訟手続の効力が影響を受けない。

二. 地方裁判所の判決について控訴若しくは抗告がされ、その訴訟資料が控訴若しくは抗告がなされる裁判所に届いていないときは、知的財産事件第二審裁判所に送らなければならない。

第 23 条事件及びそれに附帯する民事訴訟が本法施行前に既に各級裁判所に係属している場合、その後の訴訟手続は、当該各係属裁判所が本法の規定によりこれを終結しなければならない。但し、本法施行前に既に法定手続により進められている訴訟手続の効力が影響を受けない。

本法施行前に、既に高等行政裁判所に係属している知的財産関係行政訴訟事件は、その進捗状況により当該裁判所が本法の定める手続に従いこれを終結し、既に進行中の手続はその効力を失わない。

第 38 条 本法施行細則及び審理細則は、司法院がこれを定める。

第 39 条 本法の施行期日は、司法院がこれを定める。